

建設雇用再生トータルプランに係る助成措置

建設事業主の新分野進出の支援

助成金名	団体等	事業主
建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金		
教育訓練実施給付金		建設事業主が建設業における新規・成長分野への進出に必要な教育訓練を実施した場合、経費の1/2（中小建設事業主団体は2/3）を助成（1コース1人当たり5万円を限度）
教育訓練受講給付金		建設事業主が雇用労働者に有給で当該教育訓練を受けさせた場合にその賃金の1/2（中小建設事業主は2/3）を助成（1コース150日を限度）
建設業新分野定着促進給付金（仮称）		建設業関連の新分野へ進出する中小建設事業主が、離職を余儀なくされた建設労働者を新たに雇い入れ、2週間以上の定着講習を実施した場合に1人当たり30万円を助成

建設業離職者の円滑な労働移動の推進

助成金名	団体等	事業主
雇用改善推進事業助成金		
第1種	地域の中小建設事業主団体等が雇用改善推進事業を実施する場合、経費の 1/2 を助成（限度額 200 万円（全国団体 1,000 万円） 重点項目は助成率 2/3（限度額 100 万円（全国団体 400 万円）） （再就職支援への取組を重点項目に追加）	
第2種	都道府県の中小元方建設事業主団体が雇用改善推進事業を実施する場合、経費の 2/3 を助成（限度額 1,400 万円） 重点項目は限度額 100 万円上積み （再就職支援への取組を重点項目に追加）	
建設業需給調整機能強化促進助成金	中小建設事業主団体が人材情報の提供、職業紹介等の事業を実施する場合、初期経費の 2/3 を助成（100万円を限度）	
建設業労働移動支援能力開発給付金		
能力開発業務実施奨励金	中小建設事業主団体が業界内外への再就職等のための教育訓練等を実施した場合、実施経費の 1/3 を助成（1人当たり 40 万円を限度）	
労働移動実現奨励金（仮称）	教育訓練等の実施後 3 か月以内に再就職等を実現した場合、実施経費の 1/6（新規・成長分野等は 1/3）を追加助成（1人当たり 20 万円（新規・成長分野等は 40 万円）を限度）	
能力開発業務受講奨励金		中小建設事業主が、雇用労働者に有給で教育訓練等を受けさせた場合にその賃金の 1/3 を助成（1人当たり 150 日分を限度）

技能労働者の育成・確保の促進

助成金名	団体等	事業主
建設教育訓練助成金第3種	助成対象職種を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大	
職業訓練推進	職業訓練法人が広域的な職業訓練を実施する 場合に、その職業訓練の推進のための活動に要 した経費の2/3を助成 訓練人日 2万人日未満 限度額 4,500万円 2万以上3万人日未満 限度額 6,000万円 3万以上4万人日未満 限度額 7,500万円 4万人日以上 限度額 9,000万円	
施設等設置整備	職業訓練法人等が広域的な認定訓練の実施に必要な施設・設備の設置・整備を行う場合に、経費の1/2を助成（限度額3億円）	
受講援助（旅費）		建設事業主が雇用労働者に広域的な職業訓練を受講させた場合、受講に要する旅費の1/2を助成（限度額2万円）

建設業における需給調整システムの適正な運営

助成金名	団体等	事業主
建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）		
教育訓練実施給付金（仮称）	認定団体が対象労働者への教育訓練を実施した場合、経費の1/2（中小建設事業主団体は2/3）を助成（1コース1人当たり5万円を限度）	
教育訓練受講給付金（仮称）		建設事業主が雇用労働者に有給で当該教育訓練を受けさせた場合にその賃金の1/2（中小建設事業主は2/3）を助成（1コース150日を限度）
雇用改善推進事業助成金		
第1種	地域の中小建設事業主団体等が雇用改善推進事業を実施する場合、経費の1/2を助成（限度額200万円（全国団体1,000万円） 重点項目は助成率2/3（限度額100万円（全国団体400万円）） （認定団体による雇用の安定への取組を重点項目に追加）	
第2種	都道府県の中小元方建設事業主団体が雇用改善推進事業を実施する場合、経費の2/3を助成（限度額1,400万円） 重点項目は限度額100万円上積み （認定団体による雇用の安定への取組を重点項目に追加）	
建設業需給調整機能強化促進助成金	認定団体が人材情報の提供、職業紹介等の事業を実施する場合、初期経費の2/3を助成（150万円を限度）	
建設業新分野雇用創出給付金（仮称） （平成18年度より支給開始）	認定団体が新分野の事業を創出し構成事業主の建設労働者を雇い入れた場合、事業開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成	